

飲食店その他の営業

ア	飲食店営業（食品衛生法施行令第5条第1号に規定するもの） 一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業（次号に該当する営業を除く）
イ	喫茶店営業（食品衛生法施行令第5条第2項に規定するもの） 喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業
ウ	興行場営業
エ	ボーリング場営業
オ	アからエに掲げる営業の他、カラオケ装置等の音響機器（※）を使用する営業

（※）カラオケ装置等の音響機器

ア	カラオケ装置
イ	ジューク・ボックス
ウ	楽器
エ	アからウに掲げるものの他、これに類する音響機器